（特別口座開設等請求権者）

第十条の六　法第百二十七条の八第二項に規定する主務省令で定める者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者又はその相続人その他の一般承継人とする。

一　発行者が信託の併合に際して交付する振替受益権について法第百二十七条の五第一項の通知をした場合　当該通知の前に当該信託の併合により消滅する信託の受益権を取得した者又は当該受益権を目的とする質権の設定を受けた者であって受益権原簿に記載又は記録がされていないもの

二　発行者が信託の分割に際して交付する振替受益権について法第百二十七条の五第一項の通知又は振替の申請をした場合　当該通知又は申請の前に分割信託若しくは新規信託分割における従前の信託の受益権を取得した者又は当該受益権を目的とする質権の設定を受けた者であって受益権原簿に記載又は記録がされていないもの

三　前二号に掲げる場合のほか、発行者がその受益権について法第十三条第一項の同意を与えた場合　発行者が当該受益権について法第百二十七条の五第一項の通知をする前に当該受益権を取得した者又は当該受益権を目的とする質権の設定を受けた者であって受益権原簿に記載又は記録がされていないもの

（特別口座開設等請求の添付書面）

第十条の七　法第百二十七条の八第二項に規定する主務省令で定めるものは、同項の加入者が同項の請求をすべき旨を記載した和解調書その他同項の判決と同一の効力を有するものとする。

（特別口座開設等請求ができる場合）

第十条の八　法第百二十七条の八第二項に規定する主務省令で定める場合は、同項の取得者等が同項の加入者の相続人その他の一般承継人である場合において、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求した場合とする。

第四十五条の見出し中「の」を「における」に改める。

第四十六条中「第二百二十八条第二項において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第五号」を「第二百二十八条において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第四号」に改め、「及び法第二百二十八条第二項において読み替えて準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める書類」を削り、同条の表第十八条第二号の項を次のように改める。

第十八条第二号	廃止の日	株券発行会社（会社法第百十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日
	一定の日	法第二百二十八条第一項において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日

第四十六条の表第二十二条の項の次に次のように加える。

第二十三条第一項	事業年度	営業期間

第四十六条の次に次の一条を加える。

（特別口座開設等請求の添付書面）

第四十六条の二　法第二百二十八条において読み替えて準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める書類は、法第二百二十八条において読み替えて準用する法第百五十九条第一項の投資証券に係る除権決定の正本又は謄本とする。

第四十七条の表第二十二条の項の次に次のように加える。

第十四条第一号、第十五条第一号及び第十六条第一号	会社の成立後	優先出資の発行後

第四十七条の表第二十二条の項の次に次のように加える。

第二十三条第一項	同条第一項第一号、第二号又は第七号	同条第一項第一号又は第七号

第四十七条の表第二十六条第三号の項中「法第三十一条第二項」を「協同組織金融機関の優先出資に関する法律第三十一条第二項」に改める。

第四十八条中「及び法第二百三十九条第二項において読み替えて準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める書類」を削り、同条の表第十六条第一号の項の前に次のように加える。

第十五条第一号及び第十六条第一号	会社の成立後	優先出資の発行後

第四十八条の表第十八条第二号の項を次のように改める。

第十八条第二号	廃止の日	株券発行会社（会社法第百十七条第六項に規定する株券発行会社をいう。）が株券を発行する旨の定款の定めを廃止した日
	一定の日	法第二百三十九条において読み替えて準用する法第百三十一条第一項第一号の一定の日

第四十八条の次に次の一条を加える。

（特別口座開設等請求の添付書面）

第四十八条の二　法第二百三十九条において読み替えて準用する法第百五十九条第二項に規定する主務省令で定める書類は、法第二百三十九条において読み替えて準用する法第百五十九条第一項の優先出資証券に係る除権決定の正本又は謄本とする。

第五十条に後段として次のように加える。

この場合において、第三十六条中「第三条第一項第一号」とあるのは、「第三条第一項第一号（ト及びリを除く。）」と読み替えるものとする。

第五十一条に後段として次のように加える。

この場合において、第三十六条及び第四十四条中「第三条第一項第一号」とあるのは、「第三条第一項第一号（ト及びリを除く。）」と読み替えるものとする。

第六十一条第二号中「記録がされている」の下に「振替受益権、」を加え、同条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三　法第百二十七条の八第二項の取得者等（当該取得者等が、同項の加入者の口座に記載若しくは記録がされた受益権に係る受益証券又は当該受益権を取得し、若しくは当該受益権を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面を提出して、同項の加入者の氏名又は名称及び住所並びに当該振替受益権の数のみに関する情報提供請求をする場合に限る。）

附則第二条第一項中「第四十一条第二項及び第四十二条第三項」を「第五十条第二項及び第五十一条第三項」に改め、「準用する場合を含む。）」の下に「及び第四十三条第一項第三号」を加え、同条第二項中「第四十一条第二項及び第四十二条第三項」を「第五十条第二項及び第五十一条第三項」に改め、「法第六十八条第六項」の下に「及び法附則第四十三条第二項において準用する法第百二十七条の四第六項」を加える。

附則第三条中「第四十一条第二項及び第四十二条第三項」を「第五十条第二項及び第五十一条第三項」に改め、「準用する場合を含む。）」の下に「及び第四十四条第二号」を加える。